



令和4年11月2日	
所属	調整担当
所属長	波多 伸一郎
電話	06-4869-3010

## 新型コロナウイルス感染症に関して市医師会と共同で国へ要望します

### 1 趣旨

尼崎市はこれまで、新型コロナウイルス感染症陽性者に対し、保健師による積極的疫学調査や健康観察を実施するとともに、症状が重い方には時期を逸することなく医療を提供するよう、市医師会等と連携しながら取り組んできました。

そうした中、第6波以降に流行しているオミクロン株は、陽性者の大半が軽症であり、死亡率も季節性インフルエンザと概ね同水準であることに加えて、陽性であっても無症状又は症状軽快後にマスク着用など感染予防対策のうえ外出を認めるなど、陽性者への対応も季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりつつあります。

一方で、医療提供体制については、未だ発熱等がある方への診察や入院を診療検査医療機関や指定病院に限定しているため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽症であっても、心筋梗塞や骨折など他の傷病を患った方への救急対応が困難になる事例があるなど、適時に医療を受けることができない状況にあることは、市医師会においても課題として認識されています。

こうしたことから、本市においては、市民の皆様が必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要であると考え、国に対し、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類を2類相当から5類相当に変更するよう、市医師会とともに要望します。

### 2 要望日

11月4日

### 3 要望先

厚生労働大臣、厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官、  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長、新型インフルエンザ等対策推進会議議長

### 4 要望内容

別紙のとおり

### 5 解禁設定

令和4年11月4日(金)午後3時をもって解禁としますので、各社のご協力をお願いします。

以上

## 【参考資料】

## 尼崎市における救急搬送事例関係

## ○救急搬送件数(令和4年1月～9月)

	全体	うちコロナ陽性者で別傷病
搬送件数	19,521	238
うち問合せ4回以上	1,467	27
問合せ4回以上の割合	7.5%	11.3%

## 【参考1】救急搬送事例関係(令和元年1月～9月)

	全体
搬送件数	20,697
うち問合せ4回以上	282
問合せ4回以上の割合	1.4%

## 【参考2】コロナ陽性者で別傷病のうち問合せ4回以上(令和4年1月～9月)

最大問合せ回数	31回	発熱及び呼吸苦によるもの(R4.3月)
最年少	30歳代	自宅内で転倒し、負傷(R4.8月)
問合せ件数最多月	R4.8月	12件

## 【参考3】コロナ陽性者で問合せ4回以上行い不搬送(令和4年1月～9月)

不搬送	11件
-----	-----

厚生労働大臣

加藤 勝信 様

新型コロナウイルス感染症について感染症法上における分類を  
5 類相当に変更することへの要望

尼崎市は保健所設置市であり、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしているところである。

現在、オミクロン株 BA.5 系統による感染は収束しつつあり、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の強化が必要な状況にあるが、新型コロナウイルス感染症の死亡率は、ワクチン接種の促進・治療薬の投与体制の整備により 0.1%程度と季節性インフルエンザと同水準にある。

また、社会経済活動の維持に向け、国は条件付きではあるが、濃厚接触者の待機期間をなくし、症状が軽快した陽性者についても、9月7日からは、感染予防対策のうえ外出を認めていることから、既に感染者等への取扱いについては季節性インフルエンザとほぼ同等であり、感染症法上における 5 類相当の対応となっている。

一方、医療提供体制については、未だ発熱等がある方への診察・入院を診療検査医療機関や指定病院に限定しているため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽症であるにも関わらず、心筋梗塞や骨折といった傷病を患った方への救急対応が困難になるなど、適時に医療を受けることができない状況にあることから、市民の命が脅かされる状況が見受けられている。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症については、実質的に季節性インフルエンザと同水準であることを踏まえ、市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには、感染症法上における分類を 5 類相当とし、必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要であると考える。

したがって、With コロナの新たな段階への移行に向け、国においては、全数把握の見直しにとどまらず、すみやかに感染症法上における分類を 5 類相当に変更するよう強く申し入れる。

以 上

令和 4 年 11 月 4 日

尼崎市市長 稲村 和美

尼崎市医師会長 杉原 加壽子

厚生労働副大臣  
羽生田 俊 様

新型コロナウイルス感染症について感染症法上における分類を  
5 類相当に変更することへの要望

尼崎市は保健所設置市であり、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしているところである。

現在、オミクロン株 BA.5 系統による感染は収束しつつあり、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の強化が必要な状況にあるが、新型コロナウイルス感染症の死亡率は、ワクチン接種の促進・治療薬の投与体制の整備により 0.1%程度と季節性インフルエンザと同水準にある。

また、社会経済活動の維持に向け、国は条件付きではあるが、濃厚接触者の待機期間をなくし、症状が軽快した陽性者についても、9月7日からは、感染予防対策のうえ外出を認めていることから、既に感染者等への取扱いについては季節性インフルエンザとほぼ同等であり、感染症法上における 5 類相当の対応となっている。

一方、医療提供体制については、未だ発熱等がある方への診察・入院を診療検査医療機関や指定病院に限定しているため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽症であるにも関わらず、心筋梗塞や骨折といった傷病を患った方への救急対応が困難になるなど、適時に医療を受けることができない状況にあることから、市民の命が脅かされる状況が見受けられている。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症については、実質的に季節性インフルエンザと同水準であることを踏まえ、市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには、感染症法上における分類を 5 類相当とし、必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要であると考える。

したがって、With コロナの新たな段階への移行に向け、国においては、全数把握の見直しにとどまらず、すみやかに感染症法上における分類を 5 類相当に変更するよう強く申し入れる。

以 上

令和 4 年 11 月 4 日

尼崎市市長 稲村 和美

尼崎市医師会長 杉原 加壽子

厚生労働副大臣

伊佐 進一 様

新型コロナウイルス感染症について感染症法上における分類を  
5 類相当に変更することへの要望

尼崎市は保健所設置市であり、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしているところである。

現在、オミクロン株 BA.5 系統による感染は収束しつつあり、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の強化が必要な状況にあるが、新型コロナウイルス感染症の死亡率は、ワクチン接種の促進・治療薬の投与体制の整備により 0.1%程度と季節性インフルエンザと同水準にある。

また、社会経済活動の維持に向け、国は条件付きではあるが、濃厚接触者の待機期間をなくし、症状が軽快した陽性者についても、9月7日からは、感染予防対策のうえ外出を認めていることから、既に感染者等への取扱いについては季節性インフルエンザとほぼ同等であり、感染症法上における 5 類相当の対応となっている。

一方、医療提供体制については、未だ発熱等がある方への診察・入院を診療検査医療機関や指定病院に限定しているため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽症であるにも関わらず、心筋梗塞や骨折といった傷病を患った方への救急対応が困難になるなど、適時に医療を受けることができない状況にあることから、市民の命が脅かされる状況が見受けられている。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症については、実質的に季節性インフルエンザと同水準であることを踏まえ、市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには、感染症法上における分類を 5 類相当とし、必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要であると考える。

したがって、With コロナの新たな段階への移行に向け、国においては、全数把握の見直しにとどまらず、すみやかに感染症法上における分類を 5 類相当に変更するよう強く申し入れる。

以 上

令和 4 年 11 月 4 日

尼崎市市長 稲村 和美

尼崎市医師会長 杉原 加壽子

厚生労働大臣政務官

本田 顕子 様

新型コロナウイルス感染症について感染症法上における分類を  
5 類相当に変更することへの要望

尼崎市は保健所設置市であり、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしているところである。

現在、オミクロン株 BA.5 系統による感染は収束しつつあり、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の強化が必要な状況にあるが、新型コロナウイルス感染症の死亡率は、ワクチン接種の促進・治療薬の投与体制の整備により 0.1%程度と季節性インフルエンザと同水準にある。

また、社会経済活動の維持に向け、国は条件付きではあるが、濃厚接触者の待機期間をなくし、症状が軽快した陽性者についても、9月7日からは、感染予防対策のうえ外出を認めていることから、既に感染者等への取扱いについては季節性インフルエンザとほぼ同等であり、感染症法上における 5 類相当の対応となっている。

一方、医療提供体制については、未だ発熱等がある方への診察・入院を診療検査医療機関や指定病院に限定しているため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽症であるにも関わらず、心筋梗塞や骨折といった傷病を患った方への救急対応が困難になるなど、適時に医療を受けることができない状況にあることから、市民の命が脅かされる状況が見受けられている。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症については、実質的に季節性インフルエンザと同水準であることを踏まえ、市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには、感染症法上における分類を 5 類相当とし、必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要であると考える。

したがって、With コロナの新たな段階への移行に向け、国においては、全数把握の見直しにとどまらず、すみやかに感染症法上における分類を 5 類相当に変更するよう強く申し入れる。

以 上

令和 4 年 11 月 4 日

尼崎市長

稲村 和美

尼崎市医師会長 杉原 加壽子

厚生労働大臣政務官

畦元 将吾 様

新型コロナウイルス感染症について感染症法上における分類を  
5 類相当に変更することへの要望

尼崎市は保健所設置市であり、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしているところである。

現在、オミクロン株 BA.5 系統による感染は収束しつつあり、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の強化が必要な状況にあるが、新型コロナウイルス感染症の死亡率は、ワクチン接種の促進・治療薬の投与体制の整備により 0.1%程度と季節性インフルエンザと同水準にある。

また、社会経済活動の維持に向け、国は条件付きではあるが、濃厚接触者の待機期間をなくし、症状が軽快した陽性者についても、9月7日からは、感染予防対策のうえ外出を認めていることから、既に感染者等への取扱いについては季節性インフルエンザとほぼ同等であり、感染症法上における 5 類相当の対応となっている。

一方、医療提供体制については、未だ発熱等がある方への診察・入院を診療検査医療機関や指定病院に限定しているため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽症であるにも関わらず、心筋梗塞や骨折といった傷病を患った方への救急対応が困難になるなど、適時に医療を受けることができない状況にあることから、市民の命が脅かされる状況が見受けられている。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症については、実質的に季節性インフルエンザと同水準であることを踏まえ、市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには、感染症法上における分類を 5 類相当とし、必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要であると考える。

したがって、With コロナの新たな段階への移行に向け、国においては、全数把握の見直しにとどまらず、すみやかに感染症法上における分類を 5 類相当に変更するよう強く申し入れる。

以 上

令和 4 年 11 月 4 日

尼崎市市長 稲村 和美

尼崎市医師会長 杉原 加壽子

# 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

室長 迫井 正深 様

## 新型コロナウイルス感染症について感染症法上における分類を 5類相当に変更することへの要望

尼崎市は保健所設置市であり、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしているところである。

現在、オミクロン株 BA.5 系統による感染は収束しつつあり、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の強化が必要な状況にあるが、新型コロナウイルス感染症の死亡率は、ワクチン接種の促進・治療薬の投与体制の整備により 0.1%程度と季節性インフルエンザと同水準にある。

また、社会経済活動の維持に向け、国は条件付きではあるが、濃厚接触者の待機期間をなくし、症状が軽快した陽性者についても、9月7日からは、感染予防対策のうえ外出を認めていることから、既に感染者等への取扱いについては季節性インフルエンザとほぼ同等であり、感染症法上における5類相当の対応となっている。

一方、医療提供体制については、未だ発熱等がある方への診察・入院を診療検査医療機関や指定病院に限定しているため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽症であるにも関わらず、心筋梗塞や骨折といった傷病を患った方への救急対応が困難になるなど、適時に医療を受けることができない状況にあることから、市民の命が脅かされる状況が見受けられている。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症については、実質的に季節性インフルエンザと同水準であることを踏まえ、市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには、感染症法上における分類を5類相当とし、必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要であると考える。

したがって、With コロナの新たな段階への移行に向け、国においては、全数把握の見直しにとどまらず、すみやかに感染症法上における分類を5類相当に変更するよう強く申し入れる。

以 上

令和4年11月4日

尼崎市市長 稲村 和美

尼崎市医師会長 杉原 加壽子



## 新型インフルエンザ等対策推進会議

議長 尾身 茂 様

新型コロナウイルス感染症について感染症法上における分類を  
5類相当に変更することへの要望

尼崎市は保健所設置市であり、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に全力を尽くしているところである。

現在、オミクロン株 BA.5 系統による感染は収束しつつあり、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制の強化が必要な状況にあるが、新型コロナウイルス感染症の死亡率は、ワクチン接種の促進・治療薬の投与体制の整備により 0.1%程度と季節性インフルエンザと同水準にある。

また、社会経済活動の維持に向け、国は条件付きではあるが、濃厚接触者の待機期間をなくし、症状が軽快した陽性者についても、9月7日からは、感染予防対策のうえ外出を認めていることから、既に感染者等への取扱いについては季節性インフルエンザとほぼ同等であり、感染症法上における5類相当の対応となっている。

一方、医療提供体制については、未だ発熱等がある方への診察・入院を診療検査医療機関や指定病院に限定しているため、新型コロナウイルス感染症の症状が軽症であるにも関わらず、心筋梗塞や骨折といった傷病を患った方への救急対応が困難になるなど、適時に医療を受けることができない状況にあることから、市民の命が脅かされる状況が見受けられている。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症については、実質的に季節性インフルエンザと同水準であることを踏まえ、市民の健康で安全・安心な暮らしを守るためには、感染症法上における分類を5類相当とし、必要なタイミングで円滑・迅速に医療へアクセスできることが重要であると考える。

したがって、With コロナの新たな段階への移行に向け、国においては、全数把握の見直しにとどまらず、すみやかに感染症法上における分類を5類相当に変更するよう強く申し入れる。

以 上

令和4年11月4日

尼崎市市長 稲村 和美

尼崎市医師会長 杉原 加壽子